

第60回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議  
(新型インフルエンザ等対策本部会議) 議事録

日時：令和4年1月19日(水) 16:00~16:47

場所：第三応接室

○坂本危機管理局次長

ただいまから、第60回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議を開催いたします。本日の手話通訳者は、古田美絵さんと、障害福祉課 山上美紀さんのお二方です。

はじめに、危機対策本部の対応状況につきまして、統括調整部長より説明いたします。

○橋本統括調整部長

それでは、資料1を御覧ください。今回の本部会議の開催趣旨ですが、本県の感染状況等を踏まえた感染防止対策等の強化及び新型コロナウイルス感染症に関する青森県対応方針の変更となります。

感染の状況については、このあと健康福祉部から説明があります。各部の対応については、2ページ以降で変更点等はアンダーラインを引いてありますので、御確認いただければと思いますが、若干付け加えさせていただきますと、10ページの農林水産部、それから12ページの観光国際戦略部にアンダーラインを引いているところがございます。先般の本部会議の際に、感染症の拡大傾向あるいはレベルの見直し等がありまして、それを踏まえて農林水産部については、「農林漁業体験民宿に泊まって青森再発見! 2021」というキャンペーンの新規受付の一時停止、それから、「青森県おでかけキャンペーン」の新規予約について当面の間停止といったものが決定されております。また、最後のページ、14ページですが、教育部でも同様にレベルの移行に伴いまして、県立学校に対して種々の通知を行っていることが記載されております。この資料については以上です。

○坂本危機管理局次長

感染症の状況等につきまして健康福祉部より説明いたします。

○奈須下健康福祉部長

感染症の状況、現在の県内の状況等について御報告いたします。

まず、資料2を御覧ください。昨日1月18日16時30分現在の状況です。これまでに感染が判明した陽性者の累計は、6,718名となっております。昨日時点での入院者数73名、宿泊療養者数249名、自宅療養者数74名となっております。なお、本日公表分の新規陽性者は284名となっております。

次のページを御覧ください。昨日時点での療養者の状況になります。重症者はゼロ、中等症3名ということで、重症・中等症者の割合が非常に少ない状況となっております。なお、病床使用率は17.6%となっております。資料2につきましては以上です。

続きまして、資料3によりまして現在の感染症の状況等について少し詳細に御説明いたします。まず、陽性者数の推移(判明日別)です。この赤い矢印でも分かりますように、年明け後の感染のスピードが非常に急なものとなっております。この間、1日当たりの陽性者数の過去最大も記録しておりますし、過去に例を見ない早さで感染が拡大しているという状況です。

ページをおめくりください。新規系統数の推移のグラフになります。陽性者のうち、感染経路確認中又は不明となっている方の割合が非常に高くなっております。

次に、圏域別の陽性者数の推移になります。まず右端の県全体の表ですが、前週に比べまして5倍以上と、この資料を見ましても非常に急速に感染が拡大しているということが見

で取れます。また、特に津軽地域保健医療圏では前週に比較して、新規の1週間の陽性者数が非常に多くなっております。

次に、年代別の割合についてです。右側の円グラフにありますように、令和4年1月以降の陽性者数817名のうち、20代・30代の占める割合が50%、約半数が20代・30代ということになっております。

その下の療養者数の推移についてです。先ほども御報告いたしましたように、昨日1月18日公表分までで、入院者数73名、宿泊療養者数249名、自宅療養者数74名、入院等調整者数368名と、入院等調整者数が結構大きな数字になっておりますけれども、入院が必要な症状のある方については速やかに入院あるいは療養につながっているということを現地から聞いております。

次に、ページおめくりいただきまして、先ほども御報告いたしました、療養者の中で重症・中等症の占める割合が非常に低い状況になっております。入院等調整中の方も含め、全療養者数のうち、重症・中等症の割合は0.4%程度となっており、これは感染しやすいが重症化しにくいと言われているオミクロン株の特徴となっております。

その下、変異株のグラフです。L452Rの変異株の検査で陰性となった割合が94%となっており、ほぼオミクロン株に置き換わっているということが言えると考えております。

次に、陽性者のワクチン接種状況についてです。陽性者のうちワクチンを2回接種済みの方は77.6%、未接種の方が20.0%となっております。この中にはワクチン接種の対象外の小さなお子さんも含まれておりますが、ワクチン接種済みの方でも感染しています。したがって、個人レベルでの基本的な感染防止対策が極めて重要であるということが言えると思います。

最後に、現在の感染状況のまとめです。まず、全国的な感染拡大の影響を受け、県内でも急激に感染が拡大している状況にあります。また、20代の陽性者が突出して多く、会食や人の移動が感染拡大の要因の一つになっていると推測されます。また9割以上がL452R陰性であり、県内では、ほぼオミクロン株に置き換わっていることが言えます。

オミクロン株の特色といたしまして、感染力が強いわけですが、重症化する可能性が低いということもあります。ただ、自宅療養者が今後増加することが見込まれますので、保健所における健康観察体制の更なる整備が急務となってまいります。

感染状況については以上です。

次に、資料4を御覧ください。12月に策定いたしました新たな感染状況のレベル分類の運用について御説明いたします。

この新たなレベル分類は、原則として、毎週水曜日の指標を踏まえ、木曜日にレベルの分類を行うこととしております。レベル移行の指標の中で、高いレベルへの移行については、いずれかの指標が該当した場合に、その高いレベルに移行することとしております。また、低いレベルへの移行は、低いレベルの指標が全て該当した場合ということで、12月から運用してまいりましたが、このレベル分類につきましてはオミクロン株を想定したのではなく、当時の主流でありましたデルタ株を想定したレベル分類となっております。したがって、今ほぼオミクロン株に大きく変わっている状況を踏まえまして、レベル3、レベル4への移行につきましては、保健医療提供体制の逼迫状況や感染状況等を考慮し、総合的に判断するというこのレベル分類の運用に当たって新たに付け加えております。なお、これにつきましては、昨日開催いたしました専門家会議でも、「妥当である」との御意見をいただいております。

そういった状況を考えて、現時点での感染の状況、感染のレベルにつきましては、レベル2が相当ということで考えております。また、昨日の専門家会議でも「妥当」との御意見をいただいておりますことを報告いたします。

続きまして、資料5を御覧ください。濃厚接触者であるいわゆるエッセンシャルワーカー

の取り扱いについてです。このオミクロン株の感染拡大によりまして、陽性者及び濃厚接触者が非常に急激なスピードで増加しております。このため、国では1月14日付けの事務連絡によりまして、濃厚接触者の待機期間、自宅待機の期間について、最終曝露日、陽性者との最後の接触から10日間を待機期間と定めるという事務連絡を発出してしております。ただし、自治体の判断により、社会機能を維持するために必要な事業に従事する者、社会機能維持者いわゆるエッセンシャルワーカーに限り、10日を待たずに検査が陰性であった場合に待機を解除できるという取り扱いを示しております。具体的には、PCR検査においては6日目、抗原定性検査キットを用いた場合は6日目と7日目にそれぞれ行った検査で陰性が確認された場合については、こういったエッセンシャルワーカーにつきましては、待機を解除できるということになっております。

ただ、この検査は、各事業者の自己負担、費用負担により行うこととされておりまして、その入手にあたっては、全国的に不足をきたさないように必要と想定される量を、卸販売業者を通じて事業者が購入し、検査を実施することとされております。仮に、陽性が確認された場合には、事業者から社会機能維持者に対し医療機関の受診を促す、それから、医療機関での診断結果の報告を求めるとされております。

最初に説明いたしましたとおり、このエッセンシャルワーカーの範囲につきましては、自治体の判断により決めることとされております。本県におきましては、国が示す社会機能維持者の例示者に加えまして、本県の地域的な特性を考慮いたしまして、除・排雪関係者を、国民の安定的な生活の確保のためのインフラ運営関係者として位置付けるということで取り扱いたいと考えております。これにつきましても、昨日の専門家会議で「妥当である」との意見をいただいております。

なお、このエッセンシャルワーカーの取り扱いにつきましても、本日付けで各部局に通知しましたので、関係業種等への周知方につきましても御協力をお願いいたします。

次に、口頭での報告になりますが、保健所への支援体制の状況についてです。

先ほどの資料での説明にもありましたが、特に弘前保健所管内において非常に急速に感染が拡大している状況にあります。したがって、弘前保健所の体制を強化するために、弘前市から保健師の応援派遣をいただいておりますほか、県獣医師会から獣医師を派遣していただくなど、外部から専門家の御支援をいただくとともに、中南地域県民局や本庁から人的・物的支援を実施し、体制を強化しているところでございます。ほかの保健所におきましても、各地域県民局から御支援をいただき、体制を強化しているところでございます。今後も、各種の御支援をいただきながら、引き続き、保健所体制を強化してまいりたいと考えております。

私からの報告は、以上となります。

#### ○坂本危機管理局次長

新型コロナウイルス感染症に関する青森県対処方針の変更、及び感染防止対策等の強化につきましても、統括調整部より説明いたします。

#### ○橋本統括調整部長

それではまず、県の対処方針の変更について、資料6を御覧ください。

まず、現在の状況ですが、国において、本日令和4年1月19日に、まん延防止等重点措置を実施すべき区域を追加いたしますとともに、当該区域において重点措置を実施すべき期間を同年1月21日から2月13日までとするというところがまず一点。そして、本県においては、先ほど説明もありましたように、オミクロン株への置き換わりが進み、新規感染者が急増しております。また、クラスターも頻発していることを踏まえて、新規感染者の発生を抑制していくということが、医療提供体制のひっ迫を回避することにつながりますので、こういったことを行う必要があるということです。また、もう一点は、こうした新

規感染症患者の発生と、また、それに伴って生ずる濃厚接触者の方々が増えていくということが、日常生活に必要不可欠な社会機能の確保に影響を与えるということが出てくる可能性がありますので、こうしたことを確保するための対策も併せて講じていく必要があるというのが現在の状況ということでございます。

変更点としては、3の重点対策なのですが、感染の発生の抑制が濃厚接触者の抑制にもつながりますので、これまでの対策に加えまして、二つ目の◆印のところにあります。これまでにない急速な感染拡大など、現下の厳しい感染状況等を踏まえ、全県を挙げて人の流れを抑制し、人と人との接触の機会を減らす対策を強化することとします。結局のところ、基本的な感染防止対策を徹底していただくということ、それが一つ目の◆印なのですが、それに加えて、接触の機会を減らしていくということが必要な対策であるということに基づいて、この後説明しますが、具体的な対策をとっていくということになります。

このほか、変更点は5ページです。いわゆる特別措置法に基づく協力要請の内容としては、三つ目のところ、先ほどの対策をとっていくということを踏まえて、普段の生活においても人と人との接触機会を低減することを心掛けて行動するようお願いいたします、という協力要請を付け加えております。また、その次の4のところですが、これまでの場合は、※印のところ、ワクチン・検査パッケージという用語が記載されておりましたが、国の方でワクチン・検査パッケージの取り扱いを変えましたので、「対象者全員検査を適用した移動についても」という表記に改めております。これは、国の対応に伴って変更した部分です。以下は3が入ったことによって、項番が一つずつずれているということになります。

この資料については以上です。

次に、資料7、感染防止対策等の強化についてということで、レベルに合わせて取るべき対応というのをあらかじめ設定しております。レベル2については、非常に幅の広いレベルになっておりまして、今回そのレベル2の中でも感染状況がより進んでいるということ踏まえて感染防止対策を強化するという対応をとるものです。左側がこれまで取っている取組ですが、それに加える、あるいは変更して行うといったような部分が右側に記載されております。主なところをピックアップして御説明いたします。

まず、基本的な感染防止対策についてですが、先ほどの対策のところにもありましたように、基本的な感染防止対策の徹底、新しい生活様式の実践・定着を要請、これは変わりません。これに加えて、基本的に申し上げたいのは、オミクロン株の特性として非常に伝播力が強いということがあります。今まで三密を避けるといったような言い方をしておりましたが、屋外も含めて、「密集」「密接」「密閉」の一つ一つの「密」自体を避けることを強くお願いしていくということの基本としたいと考えております。一つの「密」でも感染してしまうことが考えられるということから、基本を徹底していただいて「密」を避ける、ということです。

こういったことを踏まえて、外出移動についてですが、感染防止対策が徹底されていない、リスクの高いところへの外出を避けることはもちろん、先ほどの要請事項にもありましたように、普段の生活においても人と人との接触機会を低減することを心がけて行動するよう要請していくということになります。

そして、ここからは要請というよりもお願いになるのですが、こういったことを踏まえて、全国的に感染が拡大しておりますので、不要不急の都道府県間の移動については、できるだけ控えていただくよう、御協力をお願いしていきたいと考えております。

次に、事業活動についてですが、こちらについては特措法に基づくこれまでの取組は引き続き継続するとともに、この注意喚起について、前回も実施しましたが、関係機関や関係団体等と連携して、各事業所等に具体的な感染の状況等もお伝えしながら、感染対策の徹底などを依頼していきたいと考えておりますので、各関係部局におかれましては、この点について後ほど御協力をお願いすることになりますので、よろしく御願いいたします。

同じように、不要不急の移動ではないのですけれども、業務による出張についても、こう

いった感染状況でございますので、できるだけ抑制していただくよう、こちらもあくまでもお願いレベルになるのですが、こういったことも加えていきたいと考えております。

次のページ、学校ですが、県立学校では先ほど資料1で説明しましたように、既に通知を発出しておりますが、今回の感染状況を踏まえて、改めて部活動の制限の強化ですとか、行事等の慎重な検討といったようなことを進めていくこととしておりまして、詳細については別途、教育部から通知することとしております。

市町村立学校等については、こうした対応をお伝えして、協力をお願いしていくということになります。

大学等については、国がいろいろと対応することになっているのですが、本県の現在の感染状況の情報等をお伝えして、注意していただくようお願いをしていきたいと考えております。

飲食店等についてですが、業種別ガイドラインを遵守することについては引き続きになりますが、今回の感染の中で、会食の機会に感染するということがありましたので、現在の状況を踏まえて、主に利用する方々への呼びかけとして、以前申し上げていた、普段一緒にいる人と、できるだけ少人数で、大声・長時間を避ける、それから、飲食時以外はマスクを着用していただく行動をお願いしていきたいと考えております。

大規模集客施設等につきましては、元々業種別ガイドラインを遵守していくということが決まっております。これについては継続するのですが、先ほど申し上げた「密」の場面として入場時の待機列なども想定されますので、ぜひ注意していただきたいということについてお願いしていきたいと考えております。

次に、県有施設ですが、こちらにつきましては、不特定あるいは多数の県民等が利用する施設については、原則休館・使用中止、新たな予約の受付停止などを進めてまいります。施設につきましては、現在、営業しているという状況にありますので、準備が整った施設から順次実施していくということで進めていきたいと考えております。市町村等には、県としてこのような対応を取りますということをお伝えして、協力をお願いしていくという形になります。

また、県主催のイベントにつきましては、不特定あるいは多数の県民が集まるイベント等及び県外でのイベント等については、オンラインによる開催を除き原則中止・延期を進めていただくこととなります。

民間等の主催イベントについてですが、こちらにつきましては、国の新たな取り扱いに変更された際に、まん延防止等重点措置ですとか、緊急事態措置の実施区域でも、一定の制限はありますが、イベント等も開催できるという取り扱いに変わっておりますので、今回はそういったことも踏まえて、引き続き業種別ガイドラインの遵守を徹底していただくように、注意喚起等を行うということになります。その際、県としてはこういった対応を取りますという情報提供もさせていただきますということになります。

このイベントと施設の取り扱いですが、最後のページに少し細かい取り扱いが記載されておりまして、基本的には、9月に行った際と同じような内容となっております。

県有施設につきましては、先ほど申し上げましたように、準備が整い次第実施するということとなりますので、こうした準備期間や周知期間を含めまして、一定の時間が必要と考えております。今回の措置については、1月20日から2月28日までという期間になっておりますが、準備期間をある程度考慮した上で、おおむね1か月程度を実施期間としようということで、2月28日までと設定しております。施設によっては、1週間とか準備期間が必要なものもあるかと思っておりますので、準備が整い次第、速やかな実施を検討していただきたいと思っております。

一つ手前のページにキャンペーンの部分があります。各種キャンペーンのうち、「青森県おでかけキャンペーン」等については、先ほど申し上げましたように、すでに新規の予約は受付の停止がスタートしております。今後については、レベル3相当となった場合等にあつては、既予約分の停止についても検討するというような取り扱いを進めていくということ

としております。

医療提供体制について、先ほどありましたように、今後感染者が増加していくということも踏まえて、保健・医療提供体制の強化といったものも進めていくこととなります。

この資料については、以上です。

○坂本危機管理局次長

ただいま説明のありました感染防止対策等の強化等につきましては、昨日開催されました専門家会議で御協議いただいております。その専門家会議からの報告について健康福祉部からお願いいたします。

○奈須下健康福祉部長

それでは、昨日開催いたしました第9回青森県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議におきまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた方策について協議していただきましたので、その結果について御報告いたします。

まず、一つといたしましては、先ほど感染状況のところでもお話ししましたが、青森県の感染レベル分類の運用について、感染状況を踏まえて総合的に判断することとし、現時点ではレベル2であるとの結論をいただきました。

二つとして、青森県から示された、ただいま説明のありました感染拡大防止に向けた対策などについては、妥当であるとの結論に至っております。

また、会議においては、委員の皆様から様々な立場で御助言をいただきました。主な御助言の内容といたしましては、まず、青森県の感染状況等を踏まえると、軽症・無症状の患者が増加することが懸念されることから、自宅療養者の健康観察等を行う保健所体制を強化すること、また、会食・飲食等における感染拡大防止について周知することなどがありました。

県としては、これらの御助言を今後の感染拡大防止に役立てていくこととしております。以上です。

○坂本危機管理局次長

ここまでの説明に対しまして、何か質問等ございますでしょうか。

それでは、本部長から指示事項とメッセージをお願いいたします。

○三村本部長

まず、指示事項であります。

青森県内では、今月に入り、新型コロナウイルス感染症の新規患者が急増し、クラスターも頻発しています。また、県内でもオミクロン株への置き換わりが進み、今後さらに、これまでよりも速いスピードで感染が拡大していくものと予想されます。

このまま、爆発的な感染増加が続けば、保健所や検査機関、医療機関等の対応が追いつかなくなり、さらには本県の社会機能を確保できなくなる可能性もあるのではないかと危惧しています。

何としましても爆発的な感染増加を抑え、社会機能を確保し、そして県民の命と暮らしを守る。この強い思いで、現在の局面に臨んでいく考えです。

まず、庁内の体制に関し、弘前保健所では県民局や弘前市から応援してもらうなど、各地で保健所体制の強化を図っているところですが、現在の感染拡大の状況を踏まえると、更に全庁的な体制強化及び要員確保が必要となるものと考えています。

したがって、各部及び各地域県民局にあっては、業務の優先順位を検討した上で、各種応援・協力の要請に対して全面的に協力するようお願いいたします。

また、今回、県としての感染防止対策を更に強化するために、各部には短期間のうちに各種対応について検討いただき、感謝しています。その上で、重要なのは、こうした取組をし

っかりと実行し、そして感染拡大の抑え込みにつなげることです。

各部にあっては、他部とも連携を図りながら、しっかりと取り組むとともに、今後の感染状況等を念頭に更なる対応の検討もお願いします。

さらに、県の業務に関して、全国的に感染が拡大していることを踏まえ、都道府県をまたぐ出張は、緊急・やむを得ない場合を除き実施しないようにしてください。

このほか、オミクロン株については、伝播力が強いと言われており、職員各位にあっては、改めて危機意識を高める必要があります。これまで以上に、健康管理とあらゆる場面での感染防止対策を意識し、徹底するようにしてください。

以上、現下の極めて厳しい局面を乗り越えるため、危機感を共有の上、連携しながら、全庁一丸となって取り組むよう指示します。よろしくお願いします。

続きまして、県民の皆様方にお話をさせていただきます。

「オミクロン株の拡大を食い止める。」「STOP！オミクロン」という思いです。

青森県内では、今月に入り、新型コロナウイルス感染症の新規患者が急増し、クラスターも頻発しています。また、県内でもオミクロン株への置き換わりが進んでいます。オミクロン株が94パーセントというデータもありましたが、今後さらに、これまでよりも速いスピードで感染が拡大していくものと予想されます。

このままでは、爆発的な感染拡大により、保健所や検査機関、医療機関等の対応が追いつかない状況にもなりかねません。

そこで、本日、県の対処方針を見直しました。レベル2における感染拡大防止対策を更に強化いたしまして、具体的には、

- ・県民や事業者への協力要請内容や注意喚起の強化
- ・県立学校における部活動や感染リスクが高い学習活動等の対策の強化
- ・不特定あるいは多数の方が集まる県主催イベント等の原則、中止・延期
- ・不特定あるいは多数の方が利用する県有施設の原則、休館・使用中止
- ・観光宿泊キャンペーン等について、現在、新規予約を停止していますが、レベル3相当になった場合等にあっては、既予約分の停止の検討などを行うことといたしました。

対象期間は1月20日から2月28日までとしますが、施設などにおいては準備期間も要するため、準備が整い次第実施いたします。県有施設も含め、準備が1週間程度かかりますので、おおむね1か月間と御理解いただきたいと思っております。

また、今後の感染状況によっては、機動的に期間の延長や取組内容の変更等を行い、感染拡大防止に万全を期してまいります。

県民の皆様方におかれましては、感染リスクに対する警戒レベルを更に上げる意識を持っていただくことを、切にお願いしたいと思っております。（政府分科会）尾身会長もお話しておりますが、不織布マスクの適切な着用、人との距離の確保、手洗いや手指消毒、こまめな換気などの基本的な感染防止対策を徹底してください。

特に、オミクロン株は、伝播力が強いと言われており、現在、感染経路不明の案件も増えていることから、場所を問わず誰しもが感染するリスクがあると考えています。

ワクチン接種を終えた方も含め、いわゆる三つの密と言われる密集・密閉・密接のどれか一つでも感染する可能性がありますので、とにかく「密」自体を避けてください。「密」は絶対にリスクがあるぞということを、県民の皆様方一人一人が意識を強く持ってください、基本的な感染防止対策を実行した上で、屋外であっても油断せず、感染防止対策が徹底されていない場所なども避けるようにしてください。

政府は、本日、まん延防止等重点措置について、東京都ほか12県の追加適用を決定しました。また、全国での感染拡大を踏まえ、ワクチン・検査パッケージ制度については、原則として、当面適用しないこととするとのことです。

こうしたことから、県外との往来については、まん延防止等重点措置の実施区域だけにな

く、不要不急の都道府県間の移動はできるだけ控えることをお願いしたいと思います。

また、普段の生活でも、できるだけ不要不急の外出を控え、混雑を避けるなど、人との接触機会を低減し、一つの「密」でも回避するようお願いいたします。

現在、会食等で感染が広がる事例が散見されています。

会食等での感染リスクを下げるために、普段一緒にいる人と、できるだけ少人数で行い、大声、長時間の飲酒は避けるようお願いいたします。また、黙食をお願いするのは大変辛いところもあるのですが、それぞれがリスクを回避するために、食事の場面も注意していただきたいと思います。そして、会話時は必ずマスクを着用するようお願いいたします。

学校や職場などの集団では、感染が確認されると、濃厚接触者も含め多くの方が登校・出勤できなくなり、場合によっては、学級閉鎖や事業休止等をせざるを得ない事態も想定されます。

風邪症状などがあり、体調がすぐれない方は、登校・出勤等を控え、速やかに医療機関に相談してください。風邪かなと思ったら、まずオミクロンを疑っていただきたいと思います。

今が正念場です。何としてでも、オミクロン株の爆発的な感染拡大を食い止める。そして、日常生活に必要不可欠な社会機能を確保することが非常に重要だと考えています。その上で、県民の皆様方の命と暮らしを守る。このことを県一丸となって強く決意し、引き続き全力で取り組んでいきます。

県民の皆様方におかれましても、感染症から御自身や大切な御家族、そして受験生をはじめ、人生において今大事な時期にある方々を守るために、これまで以上に慎重な行動と感染防止対策を徹底するよう、御理解と御協力をお願い申し上げます。繰り返しになりますが、これまで以上に慎重な行動と、基本的な感染防止対策の徹底に加えて、1つでも「密」にならないようにすることを特にお願いして、私から県民の皆様方への現状の御報告、そして感染防止対策に向けてのお願いとさせていただきます。

皆で力を合わせて、「STOP! オミクロン」ということで頑張っていきましょう。

○坂本危機管理局次長

以上をもちまして、本日の危機対策本部会議を終了いたします。